

病院・老人ホーム対策特別委員会会議録

平成19年2月2日(金)

(開 会) 10:02

(閉 会) 10:30

○ 委員長

ただいまから病院・老人ホーム対策特別委員会を開会いたします。

「病院・老人ホーム対策について」を議題といたします。

前回の委員会で要求した資料が提出されていますので、執行部の補足説明を求めます。

○ 病院局事務長補佐

おはようございます。前回の委員会で坂平委員より要求のありました資料をお手元に配付させていただいております。

次にページの市立颯田病院の医師確保状況の資料をお願いいたします。平成19年度の医師の確保につきましては、飯塚病院グループ博愛会が責任を持って行うとなっておりますので、協議しながら確保を行いました。その状況でございますが、平成19年1月31日現在の医師確保状況としまして、資料の一番左の列は診療科目を、真ん中2列は平成18年度の医師数を、右側2列は平成19年度の医師数を上げております。平成18年度は常勤医師数が合計4名、非常勤医師数が合計22名、平成19年度につきましては常勤医師数は平成18年度と同じく合計4名ですが、非常勤医師数は1名増の合計23名となっております。なお腹部エコー、心エコーの括弧書きにしております数字は平成18年度は医師が検査を行っていましたが、平成19年度は検査技師が対応するとなりますので、検査技師の数を括弧書きでお示ししております。なおこの数字につきましては、医師数の合計数には含まれておりません。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

次に、執行部から、「筑豊労災病院の移譲に係る基本協定書の締結について」および、「市立病院開設等の準備について」、報告したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

おはようございます。筑豊労災病院の移譲に係る基本協定書の締結につきましてご報告いたします。去る1月31日に市と独立行政法人労働者健康福祉機構との間で、筑豊労災病院の移譲に係る基本協定書の締結を行いました。その基本協定書の写しにつきましては資料として配付しております。

次に、市立病院開設等の準備に向けての病院・老人ホーム対策室の体制でございますが、これについてご報告いたします。

筑豊労災病院の後医療に係ります基本方針の中で、今年の4月から休診となっております筑豊労災病院の整形外科および小児科を再開することにしております。その準備に当たりまして飯塚市地域医療振興協会および筑豊労災病院と共同で打合せを行っていく必要がございますことから、筑豊労災病院と交通の利便性があり、また打ち合わせ等に会議室等が常時確保できる穂波庁舎の方に病院・老人ホーム対策室を来週2月5日から移転することにしております。その穂波庁舎におけます病院老人ホーム対策室の場所につきましては、3階の現在教育委員会が入っておりますその中の一番右側になりますが、旧穂波町の方で電算室がありましたところを病院・老人ホーム対策室として使うように考えております。

病院・老人ホーム対策室につきましては、今後引き続き穂波庁舎の方で平成20年4月からの市立病院開設、また颯田病院および愛生苑の民間移譲等に向けまして、関係いたします所管課と連携をとりながら準備を進めてまいりる覚悟でございます。ご理解いただきますようよろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。

○ 委員長

補足説明および報告が終わりましたので、ただいまの資料および報告に対する質疑を含め、病院・老人ホーム対策全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 仲野委員

前回は質問したと思いますが、この協定書を法的に約束されたものかどうかをお尋ねしたいんですが。

実は前例があります。これは穎田町における問題ですけども、昭和5年に穎田町は資産を協定書に基づいて旧4町でもって統一協定を作ったわけなんです。ところが今度の合併に伴いまして顧問弁護士である井上さんがそれは法的に何も束縛がないからその根拠はないというようなことで言われております。私が一番危惧するのはこういう大きな問題を抱えておましてね、今後市がもう1つ大きな市になっていく、あるいはそうでないかも分かりませんが、法的に何かここで基づくものがあるとするならばお教えを願いたいと思っております。この協定というのはあくまでも法的に何もないというようなことで顧問弁護士言われますもので、私も違う弁護士さんに今あたっておりますけれども、そういうのがあるのかないのかまず確かめたいと思います。以上です。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

確かに法的な根拠はありませんが、一応この協定によってまず先に国からの移譲を受けると。その中でいろいろ条件があります。その中でその条件をもし市の方が破った場合、これは利用計画にありました10年以内に病院として機能を果たせないとか、ほかの場所にまた病院を移すというようなことがあればこれは国としては病院に対する、市の方にペナルティを課せますよという、それと別に譲渡契約というのをこれ協定書を結びました後にそういったところの譲渡契約を結びますので、その中では法的なそういったところのペナルティがございます。

○ 松本委員

お尋ねをいたします。昨日、一昨日くらいから労災病院のことが新聞等でずいぶん出ておるといふふうに思いますが、その中の5項目、協定の基本協定というのは、この2枚目のこの甲、乙の部分になるんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

はい、そのとおりでございます。

○ 松本委員

そうしますとね、新聞等でもじん肺の患者さん等々の心配と申しますか、その部分も出ておりましたが、現在のこの5項目のこれについてはそういった具体的なところはないうふうに理解してよろしいんですかね。どうでしょう。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

協定の中におきまして、4項目目に、現在労災病院が行っております診療機能については新しい病院、いわゆる市立病院においても、基本的に継続するという細かいことは上げておりません。そういう、別にいろいろ構想の中ではじん肺患者の治療も引き続き行っていくところの構想は持っております。

○ 松本委員

だからまだ詳しい仔細なことについては行ってないというような判断でいいんですかね。実は新聞等でもじん肺の患者さんの部分の心配な記事が出ておりましたよね。そういったことが具体的にこういうふうで安心してくださるかこういうふうでこうなるんですよとか、変わっていきますとかいうような具体的なことはまだお話には、これには基本姿勢というふうで理解をするんですが、そういうふうな理解でよろしいんですかね。そしてまた具体的なそういったことについてはいつごろお話が持たれるのか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

じん肺患者の方のそういった引継ぎ、治療につきましては、守る会とのお話の中でいろいろ要望がございます。市の方も先ほど申しましたように、市の後医療の構想の中に基本的にはじん肺患者が引き継ぐと。そして新たな医療を受けます指定管理者についても十分そのところを引き継いでいただきようにはお話はしております。守る会の方にもそういった説明を十分にいたしておりまして、ご理解はいただいております。まだほかに細かいことがあります、それにつきましては協定書、特別委員会の方にも他の市の協定書の事例を挙げておりますが、それを今後その中にもじん肺患者等も含めるような詳細な内容について協定の中で交わしていきたいと考えております。

○ 松本委員

これについては国の責務の部分もあるわけですね。だからその部分をちゃんと精査をしてやっていただかないと、ただ単にじん肺の患者さんを前のおりにやっていくと言われても、どんなふうな引継ぎがされるのか、どこが変わっていくのかというようなことが、今のところは出てないということです。後の部分でちゃんと出していただかないとただ単にここでじん肺の患者さんは心配ありません、前のおりに引き継ぎますと言われても、やはり皆さん方の不安というのはあると思いますのでね、そこのところは国の責務、それを市が受けてその部分は国がこうですよ、市がこうですよというような部分をはっきり出していただかないと私どももどこがいいのかどこが悪いのかというあれになってきませんので、そこいら辺も願いをしておきたい、十二分に、願いをしておきたいというふうに思います。

もう1ついいですか。それともう1点、連絡協議会、市民も交えた中での連絡協議会を作りたいと、病院のことにに関して、というような記事が載っておりましたが、これについて具体的な案が持ってあったらお尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

それにつきましては、特別委員会の方でまず審議会、いわゆる市と指定管理者となりますところのそれぞれの代表者との審議会を設置するということと今ご質問のありました市民会議を下部組織として作るというふうにしております。その主体となるメンバーというのはまだ決定しておりませんが、市民、また患者は一応構成の中に入れていきたいと考えております。またそのほかにもどういった形というのは今後検討していきたいと考えております。

○ 松本委員

やっぱり年間14万人という外来の患者さんがおられるわけです。労災病院というのはやっぱり位置付的になくってはならないというふうにみんなが思っておられるというふうに思います。それで十二分に指定管理者になったので、皆さんが後の医療について心配がないような、安心していただけるような病院になっていかなくはなりませんので、そこら辺のところも十二分に市民サイドの理解を得ながらやっていただきたいというふうに思います。

○ 後藤委員

1点だけ確認させていただきたいんですが、今年の4月1日から整形外科と小児科を再開されるということで、今報告があったんですが、前の委員会でもお願いしてたんですが、これをどういうふうに市民に広報していくんですかということで、この確認をさせていただきたいんですが、もうその時期が近づいているんですけど。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

平成19年4月から、まだ国の方の医療機関として残るわけですが、その周知につきましてはまず労災病院、また機構の方で院内の方に開始、再開いたしますよというようなお知らせ、また市の方にも、市報等も使いましてできるだけ早い時期にそういったところのお知らせを考えていくようにしております。以上でございます。

○ 後藤委員

いや、早い時期っていつごろにそれを市民に公表していくのか。やはり聞かれるわけですよ、

患者さんに。やはり整形外科がないからもう内科も行ってないとか、やはり整形があるから内科もとか、リハビリもと、やはりそういう部分で繋がる部分があると思うんですが、病院を見に行かれたら分かると思うんですが、やはりそういう患者さんが減ってるというのが実情だと思いますので、そこら辺をどういうふうにやっていくのか、まだ今市の部分じゃないんですけど、こういう基本協定も結ばれたわけですから、そこら辺をどういうふうに市民に広く分かるようにやっていただけるのかをちょっともう一度報告いただきたいと思うんですけど。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど対策室の方、2月5日から穂波の方に移しまして、そういった関係から労災病院とまた指定管理者と考えておりますところのお話をいたしまして、向こうの方から直接こちらに、市の方に来られまして、そういったところも含めまして打ち合わせしていきます。その中で医師の確保等の状況もお聞きしまして、早く2月中には話を詰めまして3月ごろにはそういったところの状況を労災病院の中、いわゆる院内にもお知らせして患者の方とか、またほかの方法も考えまして早くお知らせをしていきたいと考えております。ですからそういったところの今からそういう方々とお話を詰めていくように考えております。

○ 後藤委員

できたらやはり新聞とかいうのも一つのあれですから、そういうのも再開することを市が発表することによっていい市民へのあれとなりますので、そこら辺も要望して質問を終わります。

○ 明石委員

先ほど市民会議を作り今後検討していくということでございましたけど、これは要望でございますけど、旧の筑穂、颯田、庄内あたりが一番交通の便とかそういうのが悪いわけですね。ぜひ委員を選ぶときにはぜひそういうところからも公平に選んでいただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○ 松本委員

先ほどの後藤委員の質問の関連なんですが、やはり患者さん方は整形が閉まったり、ガラシとした病院の中で本当にどうなるんだろうかという不安を持ってあります。それで新聞でこういうふうな協定が結ばれたというようなこと出てますが、まだ実感としては自分たちが労災に今後行けるんだろうかという不安を本当に持っておられます。だからやはり広報というか、PRもそういった部分で安心していただける各そのリハビリについても、整形についても、こういうふうですというようなことで安心していただけるような対応をやっぱりしていかないかんというふうに思いますので併せてお願いをしておきたいというふうに思います。

○ 委員長

後先になりまして、明石委員の方も要望で、先ほどの分は答弁は特段ありませんか。（発言するものあり）では、いずれも要望としておきたいと思っております。ほかに質疑はありませんか。

○ 西川委員

颯田病院の件ですが、この非常勤の医師の確保を書いておりますが、これの勤務体系、要するに月に何日とか、何曜日にどの科目とかいうことが分かっておればちょっと具体的にお示しをいただきたいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

ただいまのご質問にお答えいたします。まず内科の方からですが、西川委員、平成19年度分でもよろしいでしょうか。（発言するものあり）

内科の非常勤医師につきましては、4名となっておりますが、毎週火・水・木の午前中。4名中の3名は曜日が確定しておりますけれども、1名はまだ確定しておりません。それから外科の方ですが、毎週月曜日の午前、それと毎週水曜日の午前、この水曜日の午前につきましては2名の先生がお見えになりますので合計3名となります。整形外科につきましては、毎週火曜日午前・午後、それと毎週金曜日1日、金曜日につきましては先生が交代でお見えになる予

定ですので、2名、合計3名となっております。それから眼科、これにつきましては毎週水曜日の午後、耳鼻咽喉科、毎週火曜日・金曜日の午前、内科（甲状腺）ですが、これは毎月第2水曜日の午前、腹部エコー、心エコー、CT読影につきましては、診察曜日につきましてはまだ未定でございます。それと日当直医につきましては、基本的には毎週夕方5時から翌朝までとなっておりますし、土曜日・日曜日につきましても夕方5時から翌朝日曜日の8時半まで。また日曜日の先生につきましては8時半から月曜日の朝8時半までの勤務となっております。日当直医の医師につきましても、現在のところ8名としておりますが、同じ先生が続けてされれば当然1名になりますが、土曜日、日曜日別々に来られるというふうになればここが2名というふうにもなりますので、その辺の誤差は今後発生するかと思います。以上です。

○ 平山委員

颯田病院の件についてですけど、平成18年度の赤字見込みと19年度の見込みをちょっとどういうふうに考えておるのか。なぜかというとならば19年度は飯塚市が負担をしなくちゃならないと思うんですよ。その中で20年に移行するまでにどれだけ赤字が減るような努力をするのかしないのか。ただダラダラ1年間非常勤と常勤の勤務の数だけ合わせて、今までどおりの20年度までは今までの流れで行くしかないと考えておるのか。なぜかといったら、18年度にCTの非常勤の医師が1名になっていますよね。今西川委員が聞かれても、CTの非常勤の方がいつ入るのかも分からないと。これは現実に颯田病院でCTを撮ったけど、そのCTを見れる先生がいないと。何のためにCTを撮るのか。ただ患者に負担をさせるためだけのCT撮影の結果でしかないわけですよ。それでこの1年間、本当に颯田病院を赤字が少なくなるような改革をしていくのかちょっとそこまで答弁をお願いします。

○ 病院局事務長

平成18年度の決算見込みでございますが、補正予算第1号におきまして、今年度単年度赤字は約2億3900万円ということで、補正で計上させていただいております。それでトータルで3億8700万円という赤字になっております。それで19年度の医師につきましては、やはり患者さんのためにとということでやっていただけるお医者さんをとということで飯塚病院グループに相談してございまして、いい医師を送っていただけるというふうに私ども確認いたしております。それ等ありますし、先ほど説明しましたけども、CTにつきましても検査技師、キチッと見れる検査技師が来まして、そしてやるということ。それと現在の医師につきましてはなかなかそういう検査を進めていないという現状がありまして今言われるように検査件数も非常に減っております。そういうことで来年度におきましては、検査をキチッとやった中で早期発見・早期治療ということで取り組んでまいりたいと。また入院患者につきましても、積極的に受け入れをしまして、増やした中で経営の改善を図っていこうということで今協議を行っているところでございます。

○ 平山委員

今言われたように、平成18年度で2億3000万円の赤字なんですよね。よほど19年度もしっかり病院経営というものを考えてやらなければ、今これだけ市民の方が85人は多いと、お金がもたないかと騒ぐ中で、病院であれば、人命に関わることであれば、地域医療であれば2億3000万円の赤字でいいのかと。そういう問題ではないと思うんですよ。やはりこの1年間をどれだけ颯田病院が赤字を減らしていくのか、そういう努力をするのか、そういうのにこの1年間本当に努力してほしいと思います。これで終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。実質本日が最後になるかと思いますが。後悔ありませんか。
(なし)

おはかりいたします。「病院・老人ホーム対策について」は継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、継続審査とすることに決定いたしました。
これをもちまして病院・老人ホーム対策特別委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。